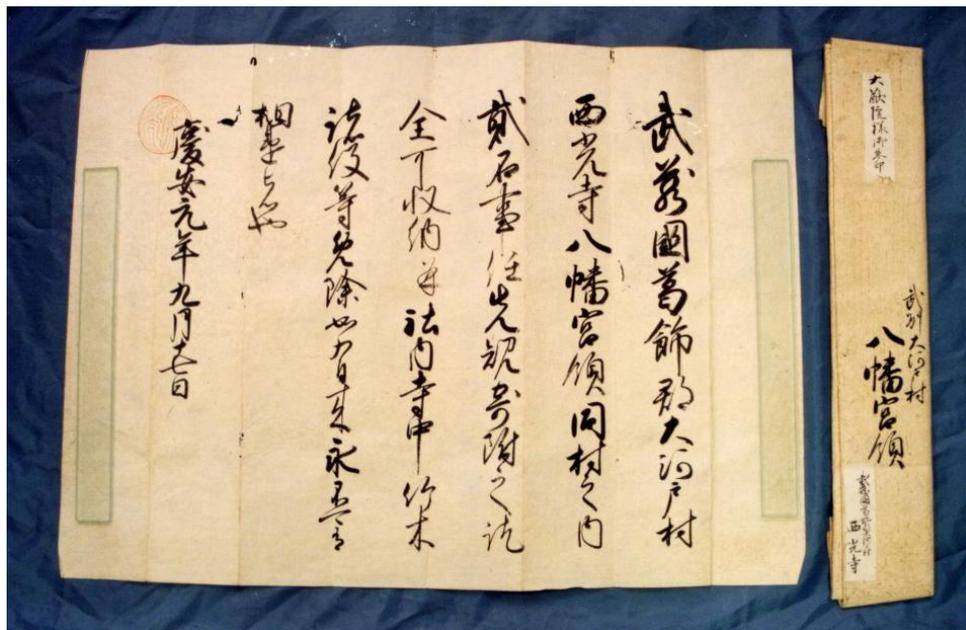


はちまんぐうおよ くまのごんげんしゃ しゅいんじょう
「八幡宮及び熊野権現社の朱印状」

松伏町指定有形文化財（古文書・典籍・書跡）
平成17年4月22日指定

大川戸の八幡神社及び合祀された熊野権現社は、正確な年代は不明であるものの、中世期の創建であると考えられています。この両社には江戸幕府の歴代将軍が発給した朱印状が残されています。朱印状は、寺社などへ所領の給付をするために発行されたもので、将軍の朱印が押印されています。両社には、慶安元年（1648）から万延元年（1861）までの朱印状が各9通残されています。



八幡宮の慶安元年朱印状